

景観形成住民協定概要

No. 5

協定の名称	「昭和の下町 本町商店街」景観形成住民協定
協定に係る地域	木曾町福島本町地区 3.35 ha (※詳細は別図のとおり)
協定者数	175人
認定日	平成15年1月15日
主な協定内容	
<p><b>■ 目的</b></p> <p>木曾町福島の中心地としての本町は、藪裏清水、横宿に旧中山道の面影を残すものの、地区全体に昭和の街並みが色濃く残っており、まさに江戸から昭和への歴史の流れを体感できる地区である。そこで景観形成により、商業の活性化を図り、美しく潤いのある豊かな町、昭和の下町にふさわしい町づくりを行うことを目的とする</p> <p><b>■ 行為の届出等</b></p> <p>協定事項に定めのある行為をしようとする者は、事前にその内容を協定委員会に提出し、合意を得て行うものとする</p> <p><b>■ 建築物・工作物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○形態は、和風建築物又は昭和の風情が感じられる建物を基本とする</li> <li>○建物の色等、外観の協調においても、和風又は昭和のモダン建造物を感じられるものとする</li> <li>○通りの景観へ配慮し、昭和初期の看板を使用するなど周囲に調和した素材を利用する</li> <li>○商店街の業種構成を魅力あるものとする</li> <li>○旧中山道にあたる藪裏清水と横宿は、他地域との景観と街並みの連続性に配慮する</li> </ul> <p><b>■ その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○沿道・空き地のゴミの散乱に配慮し清掃に努める</li> <li>○歩行者小回遊性、安全を確保すると共に休憩場所を設け、安らぎや潤いを感じられる憩いの場所づくりに努める</li> <li>○全ての自動販売機の設置者は、その隣にゴミ箱を設置し、空き缶等の散乱防止に努める</li> <li>○協定に沿って整備された建築物等は、整備内容が保持されるよう維持管理に努める</li> <li>○敷地内の植樹植栽等についても、良好な状態が保たれるよう適切な管理に努める</li> </ul>	

周辺写真

